

「利用規約」新旧対照表

2020年2月22日付改定

下線部分は改定部分

旧	新
第3条（定義）	第3条（定義）
<p>(1) ～ (10) (略)</p> <p>(11) 「犯罪による収益」とは、組織的犯罪処罰法第二条第四項に規定する犯罪収益等又は麻薬特例法<u>第二条第五項</u>に規定する薬物犯罪収益等をいいます。</p> <p>(12) 「特定国等」とは、犯罪による収益の移転防止に関する法律という特定国等をいいます。</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 「FATCA」（= Foreign Account Tax Compliance Act）とは、米国の外国口座税務コンプライアンス法の略<u>です</u>。</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) 「不適正取引」とは、次に掲げるものをいいます。</p> <p>① 仮想通貨の売買又は交換（以下、本条において「<u>売買等</u>」という。）のため又は仮想通貨（仮想通貨の指数を含む。以下、本条において同じ。）の<u>相場</u>の変動を図る目的のために行う次に掲げる行為</p> <p>a) 行為者が直接経験又は認識していない、合理的な根拠のない事実を不特定多数の者に<u>流す</u>こと。</p> <p>b) 他人を錯誤に陥れるような手段、<u>誘惑、陰険な手段</u>を用いて詐欺的な行為を行うこと。</p> <p>c) (新設)</p>	<p>(1) ～ (10) (略)</p> <p>(11) 「犯罪による収益」とは、「<u>組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律</u>」第2条第4項に規定する犯罪収益等、又は「<u>国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律</u>」第2条第5項に規定する薬物犯罪収益等をいいます。</p> <p>(12) 「特定国等」とは、「<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律</u>」という特定国等をいいます。</p> <p>(13) (略)</p> <p>(14) 「FATCA」（= Foreign Account Tax Compliance Act）とは、米国の外国口座税務コンプライアンス法を<u>いいます</u>。</p> <p>(15) (略)</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) (略)</p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) 「不適正取引」とは、次に掲げるものをいいます。</p> <p>① 仮想通貨の売買又は交換（以下、本条において「<u>売買等</u>」と<u>いいます</u>。）のため又は仮想通貨（仮想通貨の指数を含む。以下、本条において同じ。）の<u>価格</u>の変動を図る目的のために行う次に掲げる行為</p> <p>a) 行為者が直接経験又は認識していない、合理的な根拠のない事実を不特定多数の者に<u>流布</u>すること。</p> <p>b) 他人を錯誤に陥れるような手段を用いて詐欺的な行為を行うこと。</p> <p>c) 徒に他人の射幸心をあおるような言動を行うこと。</p>

<p>d) (新設)</p> <p>② 仮想通貨<u>市場の相場</u>に人為的な操作を加え、これを変動させる行為として、次に掲げる取引</p> <p>a)～b) (略)</p> <p>c) 仮想通貨の売買等を誘引する目的で、当該売買等が繁盛であると誤解させ、又は仮想通貨の<u>相場</u>を変動させるべき一連の仮想通貨の売買等に係る現実の取引</p> <p>d) 仮想通貨の売買等を誘引する目的で、仮想通貨の<u>相場</u>が自己又は他人の市場操作によって変動する旨を流布させ、又は重要な事項につき虚偽又は誤解を生じさせる表示を故意に行う取引</p> <p>e) 仮想通貨の<u>相場</u>を釘付けし、固定し、又は安定させる目的をもって行う一連の仮想通貨の売買等に係る取引</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 仮想通貨関係情報(当社が取り扱う仮想通貨に関する公表されていない重要な情報であってお客様の取引判断(取引の対象となる仮想通貨の種類、数及び価格並びに売買又は交換の別、方法及び時期についての判断をいう。)に影響を及ぼすと認められる情報をいう。)を利用した取引</p> <p>⑤ その他不適正な取引として当社が認める取引</p> <p>(20) (新設)</p> <p>(21) (新設)</p>	<p>d) 暴行又は脅迫を用いること。</p> <p>② 仮想通貨の<u>価格</u>に人為的な操作を加え、これを変動させる行為として、次に掲げる取引</p> <p>a)～b) (略)</p> <p>c) 仮想通貨の売買等を誘引する目的で、当該売買等が繁盛であると誤解させ、又は仮想通貨の<u>価格</u>を変動させるべき一連の仮想通貨の売買等に係る現実の取引</p> <p>d) 仮想通貨の売買等を誘引する目的で、仮想通貨の<u>価格</u>が自己又は他人の市場操作によって変動する旨を流布させ、又は重要な事項につき虚偽又は誤解を生じさせる表示を故意に行う取引</p> <p>e) 仮想通貨の<u>価格</u>を釘付けし、固定し、又は安定させる目的をもって行う一連の仮想通貨の売買等に係る取引</p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>内部者が仮想通貨関係情報をその者の内部者としての地位に関して知って行う当該仮想通貨関係情報に係る仮想通貨関連取引</u></p> <p>⑤ その他不適正な取引として当社が認める取引</p> <p>(20) <u>「内部者」とは、当社が取り扱う仮想通貨に関し、当社が業務上知り得る範囲の情報に照らして、次に掲げる者をいいます。</u></p> <p>① <u>当該仮想通貨の発行者及び管理者</u></p> <p>② <u>前号の者の関係会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第8項に規定する関係会社をいいます。)</u></p> <p>③ <u>前二号に掲げる者の主要株主</u></p> <p>④ <u>第1号及び第2号に掲げる者の役員</u></p> <p>⑤ <u>前号に掲げる者でなくなった後1年以内の者</u></p> <p>⑥ <u>第4号に掲げる者の配偶者及び同居者</u></p> <p>⑦ <u>第1号及び第2号に掲げる者の従業者</u></p> <p>(21) <u>「仮想通貨関係情報」とは、当社が現に取り扱い又は新規に取り扱う仮想通貨(仮想通貨の指数を含み、以下本号において同様としま</u></p>
---	---

	<p>す。)に関する公表されていない当社及び他の <u>仮想通貨取扱業者（国内外、登録の有無を問わず、 仮想通貨関連取引を事業として行う者をい います。）並びに内部者に係る重要な情報であ って、お客様の当該仮想通貨に係る取引判断 （取引の対象となる仮想通貨の種類、数及び価 格並びに売買又は交換の別、方法及び時期につ いての判断又は証拠金取引の内容及び時期につ いての判断をいいます。）に著しい影響を及ぼ すと認められる情報をいいます。</u></p>
第 4 条（最良執行方針）	第 4 条（最良執行方針）
<p>当社は、<u>自らの取引態様に則して、</u>お客様にとって最 良の条件により取引を行うよう努めます。</p>	<p>当社は、お客様にとって最良の条件により取引を行う よう努めます。</p>
第 5 条（登録及び口座開設）	第 5 条（登録及び口座開設）
<p>お客様は、ベーシックアカウントの開設のためのお申 込みをするためには、<u>ゲストとして登録されてい</u>な ければなりません。なお、ベーシックアカウントのお申 込みにあたっては、以下の各号の要件を全て満たして いる必要があります。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(7) (新設)</p> <p>(8) (新設)</p> <p>(9) (新設)</p> <p>(10) (新設)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. (新設)</p>	<p>お客様は、ベーシックアカウントの開設のためのお申 込みをするためには、<u>ゲストとして登録されてい</u>な ければなりません。また、<u>トレードアカウントの開設の ためのお申込みをするためには、ゲストとして登録さ れているか、又はベーシックアカウントを開設してい ることが必要です。</u>なお、ベーシックアカウント及び トレードアカウントのお申込みにあたっては、以下の 各号の要件を全て満たしている必要があります。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>(7) <u>通称名での申込みができない旨をご了承い ただくこと。</u></p> <p>(8) <u>反社会的勢力等に該当しないこと及び将来 に渡っても該当しないことを確約・表明い ただくこと。</u></p> <p>(9) <u>仮想通貨のブロックの生成状況その他の送信の 状況により、本サービスにおいて仮想通貨の送 信が遅延する可能性があることをご了承いた だくこと。</u></p> <p>(10) <u>法令諸規則等に従い、登録ユーザーの申請内容 や送信先の属性から当社が不適当と認めた場合 は、本サービスにおいて仮想通貨の送信が できない可能性があることをご了承いた だくこと。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>3. <u>口座開設申込者は、本人確認書類の提供におい て、当社の委託先である株式会社 LIQUID（以下、 「LIQUID」といいます。）が提供するオンライン 本人確認機能「LIQUID eKYC」（以下、「eKYC」</u></p>

といます。)を利用することを選択する場合、次に掲げる事項を予め同意のうえ、LIQUID 所定の方法により利用するものとします。

- (1) eKYC は、口座開設申込者が当社ウェブサイトから誘導された LIQUID ウェブサイトにおいて、所定事項の入力及び LIQUID ウェブサイトを閲覧しているブラウザ上でのみ起動するカメラ機能を用いた写真撮影を行い、LIQUID 所定の情報及び画像（以下「本人確認情報」といいます。）を LIQUID に提供する手続きを行う必要があります。
- (2) eKYC の利用申込は、前号の手続き完了画面の表示もしくは当社所定の方法による通知をもって完了したものとします。eKYC の利用申込完了後の変更及びキャンセルは、原則として受け付けることができません。
- (3) 当社は、口座開設申込者が eKYC の利用を申し込んだ場合、登録情報を LIQUID に通知します。
- (4) LIQUID は、本人確認情報を受け付け、これを使用して eKYC による本人確認を行ったのち、当社に本人確認情報及び本人確認の結果を通知します。
- (5) 当社は LIQUID の本人確認結果をもとに審査を行い、審査結果を LIQUID へ通知します。
- (6) LIQUID が eKYC において使用する個人情報についてはすべて LIQUID の定めるプライバシーポリシーに従って取り扱われます。
- (7) 当社は、eKYC の内容を当社の任意で追加、変更又は中止することができるものとします。

3. 口座開設申込者が、前項に定める手続きを行い、当社が口座開設申込者から提供を受けた登録情報に基づき審査を行いますが、その結果、口座開設申込者のご希望をお断りする場合があります。なお、当社は、その理由については、回答する責任を一切負わないものとします。

4. 当社は、次に掲げる事項に該当すると判断した場合は、口座開設申込者のご希望をお断りする場合があります。なお、次に掲げる事項について自然人、法人(代表者、取引担当者及び実質的支配者等の関係者を含む)又は団体等の区別は無いものとします。

- (1) 反社会的勢力等又は反社会的勢力等の可能性があるとして当社が判断した者
- (2) ~ (6) (略)
- (7) マネーロンダリングの危険性が高いとして当社が判断した者

4. 口座開設申込者が、本条第2項及び第3項に定める手続きを行い、当社が口座開設申込者から提供を受けた登録情報に基づき審査を行いますが、その結果、口座開設申込者のご希望をお断りする場合があります。なお、当社は、その理由については、回答する責任を一切負わないものとします。

5. 当社は、次に掲げる事項に該当すると判断した場合は、口座開設申込者のご希望をお断りする場合があります。なお、次に掲げる事項について自然人、法人(代表者、取引担当者及び実質的支配者等の関係者を含む)又は団体等の区別は無いものとします。

- (1) 反社会的勢力等の可能性があるとして当社が判断した者
- (2) ~ (6) (略)
- (7) マネー・ロンダリング、テロ資金及び大量破壊兵器の拡散に対する資金供与の危険性が高いと

<p>(8) (略)</p> <p>(9) FATCA 声明にいう米国納税者番号（以下、「米国納税者番号」といいます。）を保有している可能性がある者又は過去に米国納税者番号を保有していた者</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) FATF による声明に該当する国又は地域に滞在、所在、在住又は居住していると当社が判断した者又は過去に当該国又は当該地域に滞在、所在、在住又は居住していたと当社が判断した者</p> <p>(13) ~ (15) (略)</p> <p>(16) 口座開設申込者の登録情報のうち、本人確認書類について、本人確認に必要な情報が不明瞭な場合</p> <p>(17) ~ (18) (略)</p> <p>(19) 他の仮想通貨交換業者又は今後、仮想通貨交換業を営む予定の企業の従業者又は取締役等<u>の勤続者</u>である場合（当社が認めた場合を除きます。）</p> <p>(20) ~ (21) (略)</p> <p>5. 当社は、登録情報の真否の確認のため、口座開設申込の審査及び回答に相当期間の日数を要する場合があります。</p> <p>6. 当社は、前項について登録申込者の逸失利益及び機会損失に関する一切の責任を負わないものとします。</p> <p>7. 当社は、ベーシックアカウント開設申込者が審査に合格した場合、ベーシックアカウント開設申込者から提供を受けた住所に宛てて当社所定の方法により開設コードを記載した通知書をお送りします。当該通知書が上記の住所に到達し、お客様が当社サービスサイトへのログイン時に開設コードを入力した時点でベーシックアカウントの開設が完了します。また、トレードアカウント開設申込者が審査に合格した場合は、ご登録のメールアドレス宛に開設完了のお知らせをメールで通知します。</p>	<p><u>当社が判断した者又は当社が危険性が高いと判断した国・地域に居住する者</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) FATCA 声明にいう米国納税者番号（以下、「米国納税者番号」といいます。）を保有している可能性がある者又は過去に米国納税者番号を保有していた<u>可能性がある</u>と当社が判断した者</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) FATF による声明に該当する国又は地域に滞在、所在、在住又は居住していると当社が判断した者又は過去に当該国又は当該地域に滞在、所在、在住又は居住していた<u>可能性がある</u>と当社が判断した者</p> <p>(13) ~ (15) (略)</p> <p>(16) 口座開設申込者の登録情報のうち、本人確認書類の<u>情報</u>について、本人確認に必要な情報が不明瞭な場合</p> <p>(17) ~ (18) (略)</p> <p>(19) 他の仮想通貨交換業者又は今後、仮想通貨交換業を営む予定の企業の従業者又は取締役等である場合（当社が認めた場合を除きます。）</p> <p>(20) ~ (21) (略)</p> <p>6. 当社は、登録情報の真否の確認のため、口座開設申込の審査及び回答に相当期間の日数を要する場合があります。</p> <p>7. 当社は、前項の<u>確認</u>について登録申込者の逸失利益及び機会損失に関する一切の責任を負わないものとします。</p> <p>8. 当社は、ベーシックアカウント開設申込者が審査に合格した場合、<u>郵送による本人確認書類の提出を行った申込者には</u>、ベーシックアカウント開設申込者から提供を受けた住所に宛てて当社所定の方法により開設コードを記載した通知書をお送りします。当該通知書が上記の住所に到達し、お客様が当社サービスサイトへのログイン時に開設コードを入力した時点でベーシックアカウントの開設が完了します。また、<u>第 3 項に定める eKYC の利用により本人確認書類の提出を行ったベーシックアカウント開設申込者及びトレードアカウント開設申込者が審査に合格した場合は</u>、<u>当社が審査結果に基づいた承認を行った時点で開設完了となり</u>、ご登録のメールアドレス宛に開設完了のお知らせをメールで通知します。</p>
---	--

第 6 条 (登録情報の変更)	第 6 条 (登録情報の変更)
<p>お客様は、登録情報に変更があった場合は、遅滞なく、当社が定める方法により、通知しなければなりません。</p> <p>2. 次に掲げる事項に変更が生じた場合は、当社が取引時確認をさせていただくため、当社が定める方法により、本人確認書類を当社へ提出しなければなりません。</p> <p>(1) 姓名(法人における代表者・取引担当者を含む)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 商号・法人所在地(法人の場合)</p> <p>(4) 代表者・取引担当者の変更(法人の場合)</p> <p>3. 前項に基づき本人確認書類を提出した場合でも、次に掲げる事項に該当する場合は、再度、提出していただく必要があります。</p> <p>(1) 確認内容が不明瞭な場合</p> <p>(2) 本人確認書類に有効期限がある場合は、当該有効期限を超えている場合</p> <p>(3) 本人確認書類に有効期限が無い場合は、当社が定める有効期限を超えている場合</p> <p>4. 当社が必要と判断した場合は、前 2 項の規定にかかわらず、提出された本人確認書類と異なる本人確認書類を求める場合があります。なお、その場合は、当社が定める方法によります。</p>	<p>お客様は、登録情報に変更があった場合は、遅滞なく、当社が定める方法により、<u>当社</u>に通知しなければなりません。</p> <p>2. 次に掲げる事項に変更が生じた場合は、当社が取引時確認をさせていただくため、当社が定める方法により、本人確認書類を当社へ提出しなければなりません。</p> <p>(1) <u>氏名</u>(法人における代表者・取引担当者を含む)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>名称</u>・法人所在地(法人の場合)</p> <p>(4) 代表者・取引担当者(法人の場合)</p> <p>3. 前項に基づき本人確認書類を提出した場合でも、次に掲げる事項に該当する場合は、再度、提出していただく必要があります。</p> <p>(1) <u>本人確認に必要な情報が不明瞭な場合</u></p> <p>(2) <u>本人確認書類に有効期限がある場合</u>において、当該有効期限を超えている場合</p> <p>(3) <u>本人確認書類に有効期限が無い場合</u>において、当社が定める有効期限を超えている場合</p> <p>4. 当社が必要と判断した場合は、前<u>二</u>項の規定にかかわらず、提出された本人確認書類と異なる本人確認書類の<u>提出</u>を求める場合があります。なお、その場合は、当社が定める方法によります。</p>
第 7 条 (お客様からの通知等)	第 7 条 (お客様からの通知等)
<p>お客様が、次に掲げる者に該当することとなった場合は、それ以降の取引を一切停止し、直ちに当社が定める方法により当社へ通知しなければならないものとします。</p> <p>(1) 反社会的勢力等に該当する<u>こととなった者</u></p> <p>(2) 犯罪による収益を保有する<u>こととなった者</u>又は口座開設後保有していた事実が判明した者</p> <p>(3) 禁固以上の刑を受刑する<u>こととなった者</u></p> <p>(4) 外国 PEPs に該当する<u>こととなった者</u></p> <p>(5) 特定米国人に該当する<u>こととなった者</u></p> <p>(6) 米国納税者番号を保有する<u>こととなった者</u></p> <p>(7) OFAC 規制の対象国又は地域に、滞在、所在、在住又は居住する<u>こととなった者</u></p> <p>(8) SDN リストの対象となった者</p> <p>(9) FATF 声明の対象国又は地域に、滞在、所在、在住又は居住する<u>こととなった者</u></p>	<p>お客様が、次に掲げる者に該当することとなった場合は、それ以降の取引を一切停止し、直ちに当社が定める方法により当社へ通知しなければならないものとします。</p> <p>(1) 反社会的勢力等に該当する者</p> <p>(2) 犯罪による収益を保有する者又は口座開設後保有していた事実が判明した者</p> <p>(3) 禁固以上の刑を受刑する者</p> <p>(4) 外国 PEPs に該当する者</p> <p>(5) 特定米国人に該当する者</p> <p>(6) 米国納税者番号を保有する者</p> <p>(7) OFAC 規制の対象国又は地域に、滞在、所在、在住又は居住する者</p> <p>(8) SDN リストの対象となった者</p> <p>(9) FATF 声明の対象国又は地域に、滞在、所在、在住又は居住する者</p>

<p>2. 当社は、前項の通知を受けた場合、速やかにお客様個別に、事実関係を調査し、事後の対応を確認します。その場合、事後対応の確認に長期にわたる日数を要する場合があります。</p> <p>3. 当社は、お客様が前項各号に該当することとなり、お取引を停止した<u>場合</u>お客様の逸失利益及び機会損失に関する一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>2. 当社は、前項の通知を受けた場合、速やかにお客様毎に個別に、事実関係を調査し、事後の対応を確認します。その場合、事後対応の確認に長期にわたる日数を要する場合があります。</p> <p>3. 当社は、お客様が第 1 項各号に該当することとなり、お取引を停止した<u>こと</u>によって発生したお客様の逸失利益及び機会損失を含む一切の<u>損害</u>に関して責任を負わないものとします。</p>
<p>第 8 条 (パスワード等の取扱い及び管理)</p>	<p>第 8 条 (パスワード等の取扱い及び管理)</p>
<p>お客様は、自己の責任において本サービスを利用するためのログイン ID、パスワードその他の符号（以下、本条において「パスワード等」といいます。）を他人に知られないように管理及び保管しなければなりません。お客様は、第三者への貸与、譲渡、名義変更等方法の<u>い</u>かを問わず、パスワード等を第三者に使用させてはならないものとします。</p> <p>2.～4. (略)</p>	<p>お客様は、自己の責任において本サービスを利用するためのログイン ID、パスワードその他の符号（以下、本条において「パスワード等」といいます。）を他人に知られないように管理及び保管しなければなりません。お客様は、第三者への貸与、譲渡、名義変更等方法を問わず、パスワード等を第三者に使用させてはならないものとします。</p> <p>2.～4. (略)</p>
<p>第 11 条 (利用料金等)</p>	<p>第 11 条 (利用料金等)</p>
<p>お客様が当社に対する金銭債務を有し、弁済期限までに当該債務を弁済できなかった場合は、当該債務額に係る法令で定める利率による金額の遅延損害金をお支払いいただくものとします。</p> <p>2. 当社は、お客様が当社に対し債務を有する場合、通知、催告等を行わず、当社の判断においても、相殺できるものとします。但し、法令等に別途定めがある場合は、この限りではありません。</p>	<p>お客様が当社に対する金銭債務を負担し、弁済期限までに当該債務を弁済できなかった場合は、当該債務額に係る法令で定める利率による金額の遅延損害金をお支払いいただくものとします。</p> <p>2. 当社は、お客様が当社に対し債務を負担する場合、通知、催告等を行わず、当社の判断においても、<u>当社がお客様に対して負担する債務と対当額</u>で相殺できるものとします。但し、法令等に別途定めがある場合は、この限りではありません。</p>
<p>第 13 条 (禁止事項)</p>	<p>第 13 条 (禁止事項)</p>
<p>お客様は、本サービスの利用にあたり以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。<u>なお、お客様が各号のいずれかに該当する行為をした場合、当社は本サービス利用契約を催告なしに解除する場合があります。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 刑罰又は不法行為に<u>抵触</u>する行為</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(10) 情報通信ネットワークや情報システム等の悪</p>	<p>お客様は、本サービスの利用にあたり以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 刑罰<u>法令に抵触する</u>又は不法行為に<u>該当</u>する行為</p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>(10) 情報通信ネットワークや情報システム等の悪</p>

<p>用により、サイバー空間を經由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS 攻撃等の、いわゆるサイバー攻撃等に関する行為</p> <p>(11) ~ (14) (略)</p> <p>(15) お客様本人以外の第三者に ID 及びパスワード若しくは<u>それのいずれか</u>を利用させる行為</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) 相場操縦行為又は公正な価格形成を阻害する行為</p> <p>(18) お客様以外の第三者からのベーシックアカウントへの法定通貨の入金及びお客様以外の第三者への法定通貨の<u>出金</u> (但し、法令に基づく行為を除く)</p> <p>(19) (新設)</p> <p>(20) (新設)</p> <p>(21) (新設)</p> <p><u>(22)</u> その他、当社が不適切と判断する行為</p> <p>2. 当社は、お客様が前項各号のいずれかに該当する行為をした場合に、お客様がお取引を停止したことにより被った損害等に関し、一切責任を負わないものとします。</p>	<p>用により、サイバー空間を經由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS 攻撃等の、いわゆるサイバー攻撃等 (<u>以下「サイバー攻撃等」といいます。</u>) に関する行為</p> <p>(11) ~ (14) (略)</p> <p>(15) お客様本人以外の第三者に ID 及びパスワード若しくはそのいずれかを利用させる行為</p> <p>(16) (略)</p> <p>(17) <u>不適正取引に該当する行為、仮想通貨の相場操縦行為又は公正な価格形成を阻害する行為</u></p> <p>(18) お客様以外の第三者からのベーシックアカウントへの法定通貨の入金<u>を受ける行為</u>及びお客様以外の第三者にベーシックアカウントから法定通貨を<u>出金する行為</u> (但し、法令に基づく行為を除く)</p> <p>(19) <u>お客様以外の第三者と共同して当社サービスを利用する行為</u></p> <p>(20) <u>自らの又は第三者の犯罪による収益等に関し、当社サービスを利用して金銭の入出金並びに仮想通貨の送付又は受領を行う行為</u></p> <p>(21) <u>第 5 条第 1 項第 8 号の確約・表明に反する行為</u></p> <p>(22) その他、当社が不適切と判断する行為</p> <p><u>2.</u> (削除)</p>
<p style="text-align: center;">第 14 条 (本サービスの停止等)</p>	<p style="text-align: center;">第 14 条 (本サービスの停止等)</p>
<p>当社は、以下のいずれかに該当する場合には、事前に通知することなく、本サービスの一部又は全部を停止することができるものとします。</p> <p>(1) 本サービスに係る電磁的方法による電子情報処理組織及び情報通信ネットワーク並びに情報システム等の点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合</p> <p>(2) コンピューター、通信回線等が事故、故障等により停止した場合</p> <p>(3) サイバー攻撃等 (情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を經由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行や DDoS 攻撃等) により、本サービス</p>	<p>(削除)</p>

<p>スを停止することが適切と当社が判断した場合</p> <p>(4) 火災、停電、天災地変、戦争、政変、ストライキ、法令・当社が所属する業界団体の規則等の変更、法定通貨又は仮想通貨の市場の急変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合</p> <p>(5) 当社が取り扱う仮想通貨の流動性が低下した場合</p> <p>(6) 裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分が行われた場合</p> <p>(7) ハードフォーク等のブロックチェーン分岐、その他当社が取り扱う仮想通貨の仕様の変更等が行われた結果、当社が仮想通貨又はそれに関連する本サービスの一部又は全部を取り扱わないと当社が判断した場合</p> <p>(8) 法令、政策及び社会情勢の変化等により、本サービス提供の継続が行えないと当社が判断した場合</p> <p>(9) その他、本サービスの停止が適切であると当社が判断した場合</p> <p>2. 当社は、当社の都合により、本サービスの提供を終了することができます。この場合、当社はお客様に事前に通知するものとします。</p>	
<p style="text-align: center;">第 14 条 (サービス利用契約の解除)</p>	<p style="text-align: center;">第 14 条 (サービス利用契約の解除)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、事前に催告及び通知することなく、本サービス利用契約を解除することができるものとします。</u></p> <p><u>(1) お客様が第 5 条第 1 項第 8 号の確約・表明に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。</u></p> <p><u>(2) お客様が第 5 条第 5 項各号に掲げる事項に該当する場合又は該当すると当社が判断した場合。</u></p> <p><u>(3) お客様が前条各号のいずれかに該当する行為をした場合。</u></p> <p>2. <u>当社は、前項の規定に基づいて当社が本サービス利用契約を解除したことによって、お客様が被った損害等に関し、一切責任を負わないものとします。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 17 条 (本サービスのご利用の停止等)</p>	<p style="text-align: center;">第 17 条 (本サービスのご利用の停止等)</p>
<p>当社は、<u>お客様が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、お客様に事前に通知することなく、本サービスに係るご利用を停止することができます。</u></p>	<p>当社は、<u>以下の各号のいずれかに該当する場合には、事前に通知することなく、本サービスの一部又は全部を停止することができるものとします。</u></p>

<p>(1) (新設)</p> <p>(2) (新設)</p> <p>(3) (新設)</p> <p>(4) (新設)</p> <p>(5) (新設)</p> <p>(6) (新設)</p> <p>(7) (新設)</p> <p>(8) (新設)</p> <p>(9) (新設)</p>	<p>(1) <u>本サービスに係る電磁的方法による電子情報処理組織及び情報通信ネットワーク並びに情報システム等の点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合</u></p> <p>(2) <u>コンピューター、通信回線等が事故、故障等により停止した場合</u></p> <p>(3) <u>サイバー攻撃等により、本サービスを停止することが適切と当社が判断した場合</u></p> <p>(4) <u>火災、停電、天災地変、戦争、政変、ストライキ、法令・当社が所属する業界団体の規則等の変更、法定通貨又は仮想通貨の市場の急変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合</u></p> <p>(5) <u>当社が取り扱う仮想通貨の流動性が低下した場合</u></p> <p>(6) <u>裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分が行われた場合</u></p> <p>(7) <u>ハードフォーク等のブロックチェーン分岐、その他当社が取り扱う仮想通貨の仕様の変更等が行われた結果、当社が仮想通貨又はそれに関連する本サービスの一部又は全部を取り扱わないと当社が判断した場合</u></p> <p>(8) <u>法令、政策及び社会情勢の変化等により、本サービス提供の継続が行えないと当社が判断した場合</u></p> <p>(9) <u>その他、本サービスの停止が適切であると当社が判断した場合</u></p>
<p>当社は、お客様が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、お客様に事前に通知することなく、本サービスのご利用を停止することができます。</p>	<p>2. 当社は、お客様が次に掲げる事項のいずれかに該当した場合、お客様に事前に通知することなく、<u>本サービスの一部又は全部</u>のご利用を停止することができます。</p>
<p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 本規約第 5 条第 4 項各号に該当すると当社が判断した場合</p> <p>(8) ~ (10) (略)</p> <p>(11) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けたとき</p> <p>(12) ~ (15) (略)</p> <p>(16) 捜査機関等から当該サービスに係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があること、その他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認められる可能性がある場合</p> <p>(17) 不適正取引を行った場合</p>	<p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 本規約第 5 条第 5 項各号に該当すると当社が判断した場合</p> <p>(8) ~ (10) (略)</p> <p>(11) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合</p> <p>(12) ~ (15) (略)</p> <p>(16) 捜査機関等から当該サービスに係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があること、その他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認められる可能性がある場合</p> <p>(17) 不適正取引を行った<u>疑いがある</u>場合</p>

<p>(18) その他、本サービスのご利用の継続が適当でない<u>と当社が判断した場合</u></p> <p>2. <u>当社は、お客様が前項各号に該当することとなり、お取引を停止した場合のお客様の逸失利益及び機会損失に関する一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p>3. <u>トレードアカウントをお持ちのお客様が第 1 項各号のいずれかに該当したときは、お客様が当社のトレードアカウントで保有しているすべての注文及び建玉につき、それを決済するために必要な注文変更、注文取消、反対売買を、当社が任意に、お客様に事前に通知することなくお客様の計算において行うことができるものとします。</u></p> <p>4. (新設)</p> <p>5. (新設)</p> <p>6. (新設)</p> <p>7. (新設)</p> <p>8. (新設)</p>	<p>(18) その他、本サービスのご利用の継続が適当でない<u>と当社が判断した場合</u></p> <p>2. (削除)</p> <p>3. <u>トレードアカウントをお持ちのお客様が前項各号のいずれかに該当したときは、お客様が当社のトレードアカウントで保有しているすべての注文及び建玉につき、それを決済するために必要な注文変更、注文取消、反対売買を、当社が任意に、お客様に事前に通知することなくお客様の計算において行うことができるものとします。</u></p> <p>4. <u>当社は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求める場合があります。この場合において、お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答をいただけない場合には、本サービスの一部又は全部のご利用を停止することがあります。</u></p> <p>5. <u>当社は、定期的に登録情報の確認を行うために、提出期限を指定して各種書類や資料の提出を求める場合があります。この場合において、お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答をいただけない場合には、本サービスの一部又は全部のご利用を停止することがあります。</u></p> <p>6. <u>お客様が前二項の求めに応じて回答した場合であっても、当社は、お客様の回答の内容、及びお客様が行った取引の内容、その他の事情を考慮して、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本サービスの一部又は全部のご利用を停止することがあります。</u></p> <p>7. <u>前六項に定める場合の他、当社は、当社の都合により、本サービスの提供を終了することができます。この場合、当社はお客様に事前に通知するものとします。</u></p> <p>8. <u>当社は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、前七項の規定に基づいてお取引を停止したことによって発生したお客様の逸失利益及び機会損失を含む一切の損害に関して責任を負わないものとします。</u></p>
<p>第 18 条 (解約)</p>	<p>第 18 条 (解約)</p>

<p>当社又はお客様は当社所定の方法で相手方に通知することにより、本サービス利用契約を解約することができます。なお、お客様のベーシックアカウント又はトレードアカウントのいずれか一方の利用のみを解約することはできません。</p>	<p>当社及びお客様は、当社所定の方法で相手方に通知することにより、本サービス利用契約を解約することができます。なお、お客様のベーシックアカウント又はトレードアカウントのいずれか一方の利用のみを解約することはできません。</p>
<p style="text-align: center;">第 19 条 (利用の終了)</p>	<p style="text-align: center;">第 19 条 (利用の終了)</p>
<p>本サービス利用契約が終了した場合には、お客様は直ちに口座残高をゼロにするものとし、終了後の口座に法定通貨又は仮想通貨の残高がある場合で、なおかつ当該残高が各々の送付又は出金に係る手数料を下回る場合には、当該送付又は出金に係る手数料を上限とする額を手数料として、当該残高から申し受けることとします。</p>	<p>本サービス利用契約が終了した場合には、お客様は直ちに口座残高をゼロにするものとし、終了後の口座に法定通貨又は仮想通貨の残高がある場合で、なおかつ当該残高が各々の送付又は出金に係る手数料を下回る場合には、<u>当社は</u>、当該送付又は出金に係る手数料を上限とする額を手数料として当該残高から申し受けることとします。</p>
<p style="text-align: center;">第 20 条 (責任の制限)</p>	<p style="text-align: center;">第 20 条 (責任の制限)</p>
<p>1.~6. (略)</p> <p>7. 当社は、<u>電磁的方法による電子情報処理組織及び情報通信ネットワーク並びに情報セキュリティの異常等について、いかなる事由</u>であれ、当社が提供したレートが市場実勢相場のレートと大幅に乖離している等、誤り又は異常値若しくは不公正な価格形成に基づくものと当社が合理的に判断する場合には、当該提示レートを無効とし、当該提示レートに基づいたお客様の約定を取消し又は適正なレートに変更することができます。</p> <p>8. 当社の債務不履行、又は当社の<u>債務の履行に際してされた不法行為</u>によりお客様に生じた損害の賠償については、当社、当社の代表者又は当社の使用する者の故意又は重大な過失によるものを除き、責任の限度は当社が定めるものとします。</p>	<p>1.~6. (略)</p> <p>7. 当社は、いかなる理由であれ、当社が提供したレートが市場実勢相場のレートと大幅に乖離している等、誤り又は異常値若しくは不公正な価格形成に基づくものと当社が合理的に判断する場合には、当該提示レートを無効とし、当該提示レートに基づいたお客様の約定を取消し又は適正なレートに変更することができます。</p> <p>8. <u>本サービスに関する当社の債務不履行</u>、又は当社の不法行為によりお客様に生じた損害の賠償については、当社、当社の代表者又は当社の使用する者の故意又は重大な過失によるものを除き、責任の限度は当社が定めるものとします。</p>
<p style="text-align: center;">第 22 条 (本規約等の変更)</p>	<p style="text-align: center;">第 22 条 (本規約等の変更)</p>
<p>当社は、本規約を変更できるものとします。当社は、本規約を変更する<u>前に</u>、お客様に当該変更内容及び変更の効力発生時期を電子メールの送信又は当社サービスサイトへの掲載により通知します。当該通知の後にお客様が本規約に係る取引を行ったときは、お客様は変更を承諾したものとみなし、以後変更後の規約が適用されるものとします。</p>	<p>当社は、本規約を変更できるものとします。</p> <p>2. <u>前項の変更を行う場合</u>、当社が、本規約を変更すること、変更内容又は変更後の本規約の内容、及び変更の効力発生時期を、当社のホームページに掲載する等の方法で公表し、又はこれらをお客様に通知した後、当該効力発生時期が到来したときに、お客様は当該変更を承認したとみなされ、以</p>

後変更後の規約が適用されるものとします。

第 23 条 (当社からの通知等)

第 23 条 (当社からの通知等)

(略)

2. 当社からお客様への通知を電子メールの送信又は当社サービスサイトへの掲載により行う場合には、当該通知は、それぞれ電子メールの到達又は当社サービスサイトへの掲載がなされた時に効力を生じるものとします。ただし、電子メールの送付による場合、相手方の責めに帰すべき事由によって電子メールが到達しなかったときは、通常到達すべきだったときに到達したものとみなします。
3. 本サービスに関する諸通知が、郵送により行う場合においては、お客様の転居、不在その他当社の責めに帰すことのできない事由により延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(略)

2. 当社からお客様への通知を電子メールの送信又は当社サービスサイトへの掲載により行う場合には、当該通知は、それぞれ電子メールの到達又は当社サービスサイトへの掲載がなされた時に効力を生じるものとします。ただし、電子メールの送付による場合、お客様の責めに帰すべき事由によって電子メールが到達しなかったときは、通常到達すべきだったときに到達したものとみなします。
3. 本サービスに関する諸通知が、郵送により行われる場合においては、お客様の転居、不在その他当社の責めに帰すことのできない事由により延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 24 条 (サービス利用契約の譲渡等)

第 24 条 (本サービス利用契約上の地位の譲渡等)

(略)

2. 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務ならびにお客様の登録情報その他の顧客情報等の一部又は全部を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、お客様は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

(略)

2. 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本サービス利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務ならびにお客様の登録情報その他の顧客情報等の一部又は全部を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、お客様は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

以上